



# 鳥取県公報

平成 30 年 10 月 9 日 (火)  
第 9 0 4 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (581~583) (森林づくり推進課) . . . . . 2
	公共測量の実施 (584) (県土総務課) . . . . . 3
	一般国道の区域の決定 (585) (道路企画課) . . . . . 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (586) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (587) (〃) . . . . . 4
	開発行為に関する工事の完了 (588) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 4
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (14) (文化財課) . . . . . 4
	鳥取県指定名勝の指定 (15) (〃) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第581号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

米子市尾高字御建山開六 1976の2、長砂町20の8、20の10（次の図に示す部分に限る。）、155の1、156の1、157の1、312の1、312の2、329から331まで、331の1、332、333、335、337から348まで、350、352、981、983、984の1、985の1、989の1、990の1、991の1、992の1、993の1、994の1、995の1、996の1、997の1、東山町120、120の1、120の11、車尾字バンコウ山770、宇影岩東平624の1（次の図に示す部分に限る。）、観音寺字岩崎ノ二 694の4、淀江町福岡字小真石清水1438の1、1438の3、1438の4、淀江町西尾原字山宝ヶ瀬14、15、淀江町西原字壺瓶山1347の9、字新坂1056の19

### 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第582号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町大木屋字柿木田205の1、字ナメラ谷215の3

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第583号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡南部町伐株字譲葉埜528、下中谷字寺ノ上1624、上中谷字中ノ谷山310、字栗ノ木田下モ354・360の1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、字コヤノ下543
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第584号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 平成30年8月23日から平成31年1月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県周辺

**鳥取県告示第585号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年10月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
178号	岩美郡岩美町大字東浜字二ノ谷口1648-5から同町大字浦富字外池田1111-47まで	12.9~280.9	3902.0
	岩美郡岩美町大字牧谷字日野宮990-2から同大字字的場1942-2まで	6.2~18.7	862.0

**鳥取県告示第586号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	エポック翼	米子市米原1460-7	就労定着支援	平成30年10月1日

#### 鳥取県告示第587号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850-1	ホームヘルプわれもこ	米子市彦名町2850-1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成30年9月30日

#### 鳥取県告示第588号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成30年8月15日 鳥取県指令第201800134794号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市芝町字下曾根
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市蓮池町87-1  
下地 美和

## 教 育 委 員 会 告 示

#### 鳥取県教育委員会告示第14号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年10月9日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

絵画の部

名称	員数	所在の場所

旧興国寺書院障壁画	22枚	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館
-----------	-----	---------------------

## 古文書の部

名称	員数	所在の場所
小嶋元清家臣連署起請文木札	1点	倉吉市大宮

## 考古資料の部

名称	員数	所在の場所
倭文6号墳出土遺物		鳥取市湯所町一丁目148-2 鳥取市埋蔵文化財センター
一 <small>さんかくいたびようどめたんこう</small> 三角板鋳留短甲	1領	
二 <small>よこはぎいたびようどめしょうかくつきかぶと</small> 横剝板鋳留衝角付胄	1式	
胄	1領	
<small>こざねしころ</small> 小札鏝	一括	
小札類当	一括	
三 鉄刀	2本	
四 鉄鎌		
短甲内出土	一括	
棺外出土	一括	
五 刀子	1箇	
六 <small>やりがんな</small> 鉏	1箇	
七 鉄矛	3本	
八 鉄製石突	2箇	
九 <small>じがたかがみいたつきくつわ</small> f字形鏡板付轡	1式	
十 剣菱形杏葉	3箇	
十一 <small>つじかなぐ</small> 辻金具	一括	
十二 <small>もくしんてつばんぼりわあぶみ</small> 木芯鉄板張輪 鐙	1箇	
十三 鞍	1式	
<small>しおでかなぐ</small> 鞍金具	1箇	
<small>かざりびよう</small> 飾 鋳	一括	
十四 <small>かこ</small> 絞具	2箇	
十五 土師器	4箇	
<small>かめ</small> 甕	1箇	
<small>たかつき</small> 高坏	3箇	
十六 須恵器	1箇	
<small>はそう</small> 甗	1箇	
十七 埴輪	5箇	
円筒埴輪	3箇	
形象埴輪	2箇	

## 建造物の部

名称	員数	所在の場所
近藤家住宅	10棟	日野郡日野町根雨
主屋		
内蔵		
旧奥		
新奥		
小座敷		
土蔵		

大蔵 南蔵 上風呂及び上便所 外風呂及び外便所 附 家相図 普請帳 土地 宅地（水路、流し場、通路上屋、物干 場、北塀、西塀、南塀、庭の塀、祠、 石組み、石橋及び石段を含む。） 宅地に介在する水路敷	3枚 1冊 3,899.12平方 メートル	
--	--------------------------------	--

鳥取県教育委員会告示第15号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定名勝の指定をしたので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成30年10月9日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

名称	所在地又は地域
河本氏庭園	東伯郡琴浦町大字籠津のうち5,646.91平方メートル